

成年後見登記に係る 証明書手数料額の変更(引下げ)について

平成23年4月1日から、「登記手数料令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、成年後見登記の証明書手数料額が引き下げられます(下表参照)。

1. 窓口又は郵送での交付請求(※)

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	800円	550円
登記されていないことの証明書	400円	300円

(※1) 窓口での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課及び東京法務局以外の各法務局・地方法務局の戸籍課で取り扱っており、郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。

なお、郵送で請求する場合には、返信用封筒(あて名を書いて、切手を貼ったもの)も同封してください。

(※2) 変更前の金額で請求を行った場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続きが必要になりますので、印紙を購入するときは注意してください。

2. オンラインによる交付請求(※)

(1) 登記事項の証明

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	490円	380円
電子的な証明書	440円	320円

(2) 登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	330円	300円
電子的な証明書	280円	240円

(注) オンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。

3. 納付方法

平成23年4月1日から**収入印紙**で納付していただくこととなりますが、**当分の間、お手持ちの登記印紙も使用することができます。**